

# ○松井田町ペット火葬場及びペット霊園墓地設置に関する条例

(平成六年九月二十一日)  
条例第十七号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## (目的)

第一条 この条例は、ペット火葬場及びペット霊園墓地設置が公衆衛生上害を及ぼすことを防止し、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例で「ペット」とは、犬猫等愛玩動物をいう。

2 この条例で「ペット火葬場」とは、ペットの火葬を業として行うための施設をいう。

3 この条例で「ペット霊園墓地」とは、ペットを火葬し埋蔵を行うための施設をいう。

## (ペット火葬場及びペット霊園墓地設置の同意)

第三条 ペット火葬場及びペット霊園墓地を設置しようとする者は、町長の同意を得なければならない。

2 前項の同意を得ようとする者は、規則に定めるところにより、申請書を提出しなければならない。